

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成26年4月22日第9回中種子町農業委員会総会を防災センター2階・第二会議室に会長これを招集する。
2. 出席委員
(公選) 鮫島達・濱脇嘉則・雨田勇・上妻廣美
 小山田弘幸・日高隆克・赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義
(選任) 久保田純一・日高信行・戸田和代・石堂季男
3. 欠席委員
(公選) なし
(選任) なし
4. 日程 第1 会議録署名委員の指名
 日程 第2 会期の決定の件
 日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について
 日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について
 日程 第5 議案第3号 非農地証明について
 日程 第6 承認第1号 農用地利用集積計画の承認について
5. 議事
(議 長) それでは、ただいまから、平成27年第9回、中種子町農業委員会総会を開会します。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、9番久保田委員、10番上妻委員を指名します。
(議 長) 日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。
(委 員) 異議なし。
(議 長) 異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。
(議 長) 日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。
(事務局) はい。資料の1頁をお開きください。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数4件、筆数4筆、面積4,745㎡。賃貸借権、件数2件、筆数3筆、面積7,194㎡。合わせまして、件数6件、筆数7筆、面積11,939㎡。すべて畑でございます。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議の程、宜しく願いいたします。
(議 長) 次に第1項の順位1について、担当調査委員の11番日高信行委員の

説明をお願いします。

(11 番委員) 11 番日高信行です。第1項順位1について説明をいたします。去る4月9日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字納官、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積 1,446 m²です。譲渡人につきましては、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地6、〇〇〇〇集落になります、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町納官〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が経営縮小、譲受人が経営拡張による売買となっております。場所につきましては、国道58号を北上いたしまして、〇〇〇〇〇〇〇〇の国道を挟んで、真東の高台の圃場整備地区内です。その〇〇〇〇前の国道より、東へ入り込む農道があります。舗装をさせていただきます。約 65m 坂道を上がりますと、北への取り付け農道があります。そこを約 65m 進んだ左手の畑でございます。その左奥に、〇〇〇〇さんの土地がございまして、現況といたしましては、今、もう数年間賃貸借で借りていたようでございまして、1枚畑になっておりました。調査の結果、労働力、農業機械等を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様方のご審議の程を宜しくをお願いいたします。以上です。

(議長) ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) 別にありません。

(議長) これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。次に第1項の順位2について、担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。

(7番委員) はい。7番戸田です。議案第1号第1項順位2について説明いたします。去る4月15日、午前9時より、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査をいたしました。土地の所在は、大字増田、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積 1,808 m²です。譲渡人、住所 鹿児島市〇〇〇〇〇〇丁目9番10号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町増田〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が農業廃止、譲受人が経営拡張による売買となっております。場所については、〇〇〇〇を 400~500 m行ったところの左側の場所でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しております。また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程、宜しく願いいたします。

(議長) ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) 別にありません。

(議長) これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位3について担当調査委員の14番濱脇が説明いたします。

(14番委員)去る4月10日午前8時より、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在は、大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇-3、地目畑、面積は375㎡です。譲渡人は、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人は、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張による売買となっております。場所につきましては、〇〇集落の〇〇さんの〇〇の東側でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程、宜しく願いいたします。

(議長)事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位4について担当調査委員の14番濱脇が説明します。

(14番委員)去る4月10日、午後1時より、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在は大字野間、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積1,116㎡です。譲渡人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地11、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張による売買となっております。場所につきましては、〇〇さんの牛舎が〇〇〇の県道の傍にあります。が、その西隣の畑となっております。将来は牧草畑として利用したいということでした。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程、宜しく願いいたします。

(議長)事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第2項の順位1について担当調査委員の9番久保田委員の説明をお願いします。

(9番委員)9番久保田です。議案第1号第2項の農地法第3条賃貸借権順位1について説明いたします。去る4月15日、借人、〇〇〇〇さんに聞

き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積 3,181 m²です。貸人、住所 中種子町増田〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。借人、住所 中種子町増田〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。この、番地は一緒でございますが、〇〇〇〇さんの隠居家を借りて、ここにサーファーの人でございますけども住んでいるということでございます。申請理由は、貸人が相手方の要望、借人が経営開始による貸借です。貸借内容については、賃借料年間3万円で、貸借期間5年による賃貸借権の設定です。場所については、〇〇〇集落の〇〇〇〇さんの自宅の南東側 100m 地点でございます。調査の結果、労働力、また、取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。尚、農業機械については、友人のを借りたり、農業公社にお願いするとのこと。委員の皆様方のご審議の程、宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第2項の順位2について担当調査委員の9番久保田委員の説明をお願いします。

(9番委員)9番久保田です。議案第1号第2項、農地法第3条賃貸借権順位2について説明いたします。去る4月15日、借人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字増田、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積 3,141 m²。大字増田、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積 872 m²です。合計 4,013 m²でございます。尚、この件に関しましては、面積の大きい方はみかん山。上の畑もみかん山でございますけど、上の方は半分近くは去年の塩害か、老木のかたちか枯れていて、その大きい面積につきましては、今から苗木を買って植えていくと。そして下の小さい面積につきましてはもう伐採をしていますから、みかんの木は伐根して、機械をかけて、普通畑に直すということでございます。貸人、住所 広島市〇〇〇〇〇〇19番87-1504番地、〇〇〇〇さん、2分の1。貸人、住所 広島市〇〇〇〇〇〇〇〇4-22-7、〇〇〇〇さん、2分の1。このお二方は姉妹のようでございます。借人、住所 中種子町増田〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん。申請理由は、貸人が相手方の要望、借人が経営開始による貸借でございます。貸借内容につきましては、賃借料年間3万円で、貸借期間5年による賃貸借権の設定です。場所については〇〇集落、〇〇〇〇さんの牛舎南の隣でございます。調査の結果、労働力、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。尚、

農業機械につきましては友人のを借りたり、また農業公社にお願いするとのことでございます。皆様方のご審議の程、宜しくお願い申し上げます。

(議長)ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ございません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号第1項順位1から順位4、第2項順位1から順位2については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。従って、議案第1号農地法第3条申請についての所有権移転順位1から順位4、賃貸借権順位1から順位2については、許可することに決定します。

(議長)次に日程第4、議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とします。第1項について、担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。

(7番委員)はい、7番戸田です。議案第2号第1項農地法第5条申請について説明いたします。申請人、譲受人が〇〇〇〇さん。住所 中種子町野間〇〇〇〇番地1。譲渡人 〇〇〇〇さん。住所 中種子町増田〇〇〇〇番地。申請農地の表示、大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番62、地目畑、地積500㎡。転用目的、一般住宅。申請理由、現在、賃貸住宅住まいのため、譲渡人の父から申請地を譲り受けて、住宅を建築したい。実現性あり。土地利用規制等、都市計画区域外、農振農用地外、2種農地(その他の農地)。棟数・面積等、居宅1棟131.667㎡。車庫1棟35.035㎡。合計で166.70㎡です。建ぺい率33.34%。この案件につきましては、先般4月14日午後10時40分より、濱脇会長、久保田委員、雨田委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立ち合いの下、現地調査をいたしました。場所については〇〇〇公民館より〇〇〇〇に向かって約400~500m行ったところの道路の左上の畑です。右下には、〇〇さんの〇〇があります。この案件は現在賃貸住宅住まいのため、譲渡人の父から申請地を譲り受けて、住宅を建築したいということです。申請地は現状のまま使用し、周囲は道路及び、父所有の畑であり、転用によって付近に被害を与える恐れはないと考えます。排水計画においても、合併浄化槽を設置し、側溝に放流し、被害防除計画記載等の措置をとります。また建物の高さも低く、周辺の農地の日照、通風は確保できます。資金計画においても、金融機関からの融資証明を添付してあります。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われます。本人は現在〇〇〇〇に勤めていまして、集落に帰って、地域の核となって働きたいということでした。委員の皆様

のご審議，宜しく願いいたします。

(議 長)はい，ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(3番委員)はい，いいですか。

(議 長)はい，どうぞ。

(3番委員)3番。こういうのはどうかと思いますけども，今の説明で，周辺に関しては迷惑はないような話をされましたけども，隣にですね，〇〇〇〇さんという人が住んでいるんですけども，周囲にも私はこうこうして家を造りますからということを一応は言ってもらったほうがいいんじゃないんですかなと思いますけども，この辺のところどうなんですか。

(議 長)事務局，説明いいですか。

(7番委員)私の方からいいですか。

(議 長)どうぞ。7番どうぞ，お願いします。

(7番委員)その隣というのは，〇〇〇〇さんですって，1回目の筆界未定の土地ですけど，近くに境界が確認できまして，お互いに納得したところで，こういう申請になったということ聞いております。

(3番委員)いや，私が言うのはですね，〇〇〇〇さんが久しぶりに通ったんですよ。それで今日は何事だったと言ったら，そこに〇〇さんが家を建てますと。それで今日は調査に来ましたと言ったら，隣近所にもそういうような了解を一応おいて，それで家を造ってもらわないと困りますねというようなことを言ったものですから，今の発言をしたところですよ。だから〇〇さんに私は〇〇〇〇さんにも一応ここに家を造りますから了解をしてくださいというようなことを言った方が，後々もんくがでないのではないかなと思いましたが発言をしたところですよ。

(議 長)わかりました。農業委員会としては，申請農地の使用に関し，審査する委員会ですので，周りの農地に対する，通風，また日当たり等の影響について十分配慮した計画であれば，私どもはその旨で，許可するものと考えております。他になかったですか。他にご意見ありませんでしょうか。

(委 員)ありません。

(事務局)ありません。

(議 長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ございません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第2項について，担当調査委員の12番下村委員の説明をお願いします。

(12番委員)はい，12番下村です。議案第2号第2項農地法第5条申請について説明いたします。申請人，借人 〇〇〇〇さん。住所 中種子町野間〇〇〇〇番地2。貸人 〇〇〇〇さん。住所 中種子町野間〇〇〇〇番地2。申請農地の表示，大字野間，字〇〇，地番〇〇〇〇番3，

地目畑，地積 496 m²。転用目的，一般住宅。申請理由，借人は，現在両親と同居しているので，母より申請地を借り受け，自己の住宅を建築したい。実現性あり。土地利用規制等，都市計画区域内，農振農用地内，2種農地（その他の農地）。棟数・面積等，居宅1棟 123.94 m²。建ぺい率 24.99%。この案件につきましては，先般4月14日午前9時より，濱脇会長，日高隆克委員，鮫島安平委員，事務局，申請人の〇〇〇〇さんの両親立ち合いの下，現地調査を実施いたしました。場所といたしましては，〇〇〇〇を熊野線に行きますと，右側の方に〇〇〇〇がございます。その手前の〇〇〇〇に入ります入り口を，20~30m 行ったところの左側の角でございます。この案件は現在両親と同居であるため，母より申請地を借り受け，自己の住宅を建築したいとのことです。申請地は現状のまま利用し，排水計画においても，合併浄化槽を設置し，排水用のパイプを東側に配置し，側溝に放流，被害防除計画記載等の措置をとります。また周辺は道路及び貸人所有の畑であり，転用によって被害を及ぼす恐れはありません。資金面においても，金融機関からの残高証明書も添付してあります。現地で検討しました結果，周辺への支障もないと思われます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委 員)ありません。

(事務局)ありません。

(議 長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(11 番委員)はい。

(議 長)どうぞ。11番お願いします。

(11 番委員)11番日高です。土地利用規制等につきまして，農振農用地内ということでもございましたけども，これは農振除外はもうすでに，済んでいるわけですか。

(議 長)事務局お願いします。

(事務局)はい，説明いたします。農振除外の届を出しております。今，審議中でございます。許可が出次第，また進達の方，上がっていくと思われます。以上です。

(11 番委員)可能性は。

(事務局)可能性はあります。

(11 番委員)わかりました。

(議 長)はい。他に質疑はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)それでは質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号第1項から第2項については決定することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号農地法第5条申請についての第1項から第2項については、許可相当ということで決定し、農業委員会の意見書を添えて、県に進達します。

(議 長)次に日程第5、議案第3号「非農地証明について」を議題とします。第1項について、担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。

(7番委員)はい、7番戸田です。議案第3号第1項非農地証明について説明いたします。番号1、土地の所在、大字増田、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番7、台帳地目畑、地積228㎡、現況地目雑種地、所有者、〇〇〇〇さん、住所 鹿児島市〇〇〇〇43番11号。現況地目となった経過及びその事由等は、土地登記簿の地目は畑であるが、平成16年から耕地として利用せず、現況は雑種地となっております。この案件につきましては先般4月14日、午前10時10分より、濱脇会長、久保田委員、雨田委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さんの代理人〇〇〇〇さん立ち合いの下、現地調査をいたしました。場所としましては、〇〇〇〇を過ぎまして、40m くらい行ったところを右に入ります。そこをまた、300~400m 行ったところの左側の場所でございます。この案件につきましては、申請人の〇〇さんが平成16年2月に鹿児島市へ引き上げ、以来、荒れた状態になっていました。登記地目は畑ですが、荒れたものを畑に復元するには費用がかかり、面積も228㎡と小さく、借り手もないとのことで、今回の申請となり、現地調査の結果、非農地が妥当であろうと判断しました。委員の皆様のご審議を、宜しくをお願いします。

(議 長)ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありますか。

(委 員)ございません。

(事務局)ありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号第1項については、許可することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号「非農地証明について」の第1項については、許可することに決定しました。

(議 長)次に、日程第6、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の5頁をお開き下さい。承認第1号農用地利用集積計画の承認について。平成27年4月30日を公告日とする利用権設定、所有権移転1件、筆数3筆、賃貸借権2件、筆数4筆、面積39,890㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては資料の5頁から10頁に添付しております。尚、利用権設定を

受けるものについては、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」の件は承認することに決定しました。

(議長)これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成27年第9回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者